## 【必要書類】

	] ①債権差押命令申立書 ・・・ 当事者目録・請求債権	目録・差押債権目録をつけ, ステープラーで留める。	
	A4横書き。連絡先の	電話番号を記載する。	
	(記載された事項は,	すべて債務者・第三債務者に知られます。)	
	② <b>各目録の写し …</b> 各1部		
	③執行力ある債務名義の正本・同送達証明書		
	・・・・ 送達証明書・執行文を未入手の場合は、債務名	名義を取得した裁判所・公証役場で申請する。	
	更正決定が行われた場合は、更正決定正本・同	引送達証明書も必要。	
	*債務名義が家事審判の場合、審判を行った裁判所	で <b>確定証明書</b> の交付を受けてください。	
	④第三債務者に対する陳述催告の申立書(申立てをする場合)		
	・・・・ 陳述催告によって,債権の有無・金額・支払意	思の有無等を知ることが可能となる。	
	⑤代表者事項証明書又は全部事項証明書(当項	事者が法人の場合)	
	・・・・3か月以内のものに限る。未入手の場合は、 🧏	<u>務局で</u> 申請する。	
	現在の商号や住所が債務名義上の表示と異なる		
		⑥住民票(当事者の現住所が債務名義上の表示と異なる場合)	
	※個人番号(マイナンバー)の記載のない。		
	・・・・債務名義上の住所から現住所までのつながりが分かるもの。		
	⑦戸籍謄本(当事者の現在の氏名が債務名義上の表示と異なる場合)		
	・・・・債務名義上の氏名から現在の氏名までのつながりが分かるもの。		
	⑧委任状・代理人許可申請書(代理人による申立ての場合)		
	・・・許可申請書には、収入印紙500円を貼付する	らこと。	
	⑨債権者の宛名が書かれた封筒		
	・・・・ 命令正本等の送付用に1通必要。 陳述催告の時	日立てをする場合は、さらに第三債務者の数分必要。	
	【収入印紙】		
	] 〔債務名義の数〕×〔債権者の数〕×〔債務者の数〕	×4000円	
	【郵便切手】*申立書が10ページ以上の場合郵便	切手の額が変わることがあります。	
●陳辺	<b>性</b> 催告の申立てをする場合	●陳述催告の申立てをしない場合	
□ □1145円×〔第三債務者の数〕		□ □1099円× 〔第三債務者の数〕	
□ □1099円× [債務者の数]		□ □1099円× [債務者の数]	
	9 4円× 〔債権者の数〕	□ □ 94円×〔債権者の数〕	
	84円×2×〔第三債務者の数〕	…当事者が各1名の場合,合計金額は	
• • •	当事者が各1名の場合、合計金額は2506円となる。	2292円となる。執行費用は、	
	執行費用は、上記合計金額の全額につき請求可能。	上記合計金額の全額につき請求可能。	

<del>T</del> 5 2 0 - 0 0 4 4

大津市京町三丁目1番2号 大津地方裁判所民事部債権執行係 TEL 077-503-8138 FAX 077-522-4563